

利用上的一般的注意

1 民営、公営

各表とも、特に説明がなければ民営の事業所のみの数値である。

また、「民・公営計」の公営とは、「行政執行法人の労働関係に関する法律」(昭和23年法律第257号)に規定する行政執行法人及び「地方公営企業等の労働関係に関する法律」(昭和27年法律第289号)に規定する地方公営企業等に係る事業所をいう。

2 産業分類

産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）により分類表示している。

ただし、農業、林業、漁業及び公務（他に分類されるものを除く）の産業は除く。

3 集計労働者の要件

各統計表は、いずれも次の要件を満たす労働者について集計したものである。

- (1) 令和2年6月30日(給与締切日の定めがある場合には、6月における最終給与締切日)
現在において、年齢が満15歳以上のもの。
- (2) 令和2年6月分の給与の算定期間(例えば、毎月25日が給与締切日であれば、5月26日～6月25日の期間、給与締切日がない場合は、6月1日～6月30日の期間)中に、実労働日数が18日以上であって、1日当たりの平均所定内実労働時間数が5時間以上のもの(ただし、短時間労働者については、1日以上であって、1日当たり1時間以上9時間未満のもの。また、臨時労働者については、1日以上であって、1日当たり1時間以上のもの。)
- (3) 令和2年6月分の所定内給与額が50.0千円以上のもの(ただし、短時間労働者については、1時間当たり所定内給与額が400円以上のもの。また、臨時労働者については、1時間当たりきまって支給する現金給与額が400円以上のもの。)

4 集計労働者

各統計表は、特に説明がない限り、常用労働者のうち一般労働者(短時間労働者を除いたもの)について集計したものである。

なお、一般労働者及び短時間労働者には外国人労働者を含む。

5 産業計

産業計については、鉱業、採石業、砂利採取

業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品貸貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）を合計したものである。

6 企業規模計

企業規模計は、企業規模10人以上の計であり、企業規模5～9人は含まない。

7 表章事項と端数処理

「年齢」、「勤続年数」、「所定内実労働時間数」、「1日当たり所定内実労働時間数」、「実労働日数」、「超過実労働時間数」、「1日当たり超過実労働時間数」、「きまって支給する現金給与額」、「1時間当たりきまって支給する現金給与額」、「所定内給与額」、「1時間当たり所定内給与額」及び「年間賞与その他特別給与額」は、いずれも労働者1人当たりの平均値である。

なお、「年齢」、「勤続年数」、「1日当たり所定内実労働時間数」、「実労働日数」及び「1日当たり超過実労働時間数」は小数点以下第2位を、「所定内実労働時間数」及び「超過実労働時間数」は1時間未満を、「きまって支給する現金給与額」、「所定内給与額」及び「年間賞与その他特別給与額」は100円未満を、「1時間当たりきまって支給する現金給与額」及び「1時間当たり所定内給与額」は1円未満を、それぞれ四捨五入して表示（「年齢」及び「勤続年数」については、さらに0.5を加えている。）している。

8 労働者数

労働者数は、10人未満を四捨五入したものである。したがって、合計欄の数字は、その内訳を合算したものと必ずしも一致しない。4人以下の労働者数は、「0」と表示している。

「-」は、該当労働者がいなかったことを示している。

9 給与額

「きまって支給する現金給与額」と「所定内給与額」の差は、「超過労働給与額」を示している。

10 階級区分

年齢階級区分の表示において、「～19歳」は、15歳以上20歳未満を表す。その他の区分もこれに準ずる。

勤続年数階級区分の表示において、「0年」は勤続1年未満、「1～2年」は勤続1年以上3年未満を表す。その他の区分もこれに準ずる。

また、経験年数階級区分の表示もこれに準ずる。

所定内給与額階級区分の表示において、「～99.9千円」は100.0千円未満、「100.0～119.9」は100.0千円以上120.0千円未満を表す。その他の区分もこれに準ずる。

11 役職別統計表

統計表のうち、役職別に集計したものについては「雇用期間の定め有り」の労働者を含まない。

12 集計上の誤差

集計区分によってはサンプル数が少ないとにより、標本誤差が大きくなる場合があるため注意を要する。

なお、標本誤差率については参考表に掲載しているため参考のうえ利用されたい。

参考表については、いずれも以下のとおりである。

- (1) 所定内給与額の「*」は、サンプル数が5以下、又は標本誤差率が10%以上のものを示す。
- (2) 誤差率の「…」は、計数が僅少で計算不能を示す。
- (3) 「－」は、該当する数値がない場合を示す。

13 令和2年調査の変更事項

令和2年調査より、調査票様式、調査事項及び推計方法について変更を行っている。

詳細は、「令和2年調査の変更事項の概要及び特別集計」を参照されたい。

14 その他

その他、利用上、必要な事項等については、「調査の概要」を参照されたい。